

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があつた。

令和八年十月十三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設			変 更 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	マッターホルン リハビリテーション病院	呉市中通1丁目5番 25号	所在地	呉市中通1丁目2番 32号
病院	マッターホルン 介護医療院	呉市中通1丁目5番 25号	所在地	呉市中通1丁目2番 32号